

精子凍結保管の同意書 (夫婦用)

私達は、私の（夫の）精子を、私達夫婦の今後の不妊治療のために、貴院にて凍結保管することを希望します。尚、医師やスタッフからの説明と文書（『精子凍結・融解に関する説明書』）によって、精子の凍結・融解、治療について下記の事項を十分に理解し、納得しました。
この同意書の〔裏面〕の『精子凍結保管についての当院の規定』についても異議はなく、この規定を守ることを約束します。

また、以下の場合には、私の意思に関わらず、精子は保管終了されることを了解します。

1. 私が死亡した場合。
2. 私から特別な申し出がなく、精子の凍結期間が満了した場合。
3. 凍結保管期限までに意思表示が無く、私の連絡先が不明となり、連絡が取れない場合。
4. 不可抗力による災害・事故等により、精子が損傷・喪失した場合。

***裏面『精子凍結保管についての当院の規定』とともに下記事項を1つずつ振り返り、質問や再確認したいことがなければ、左端の患者口欄に☑を入れ、下記に署名して下さい。**

(↓患者☑欄)

- 1) 精子の凍結保管・融解法、融解後の精子を用いた治療はどのようなものか。
- 2) 精子の凍結融解後の生存率について。
融解した精子の状態によっては治療に使用できず、精子は保管終了となること。
また、凍結した精子がごく少量（数子）の場合、融解しても精子が見つからず治療を行えない場合があること。
- 3) 凍結融解精子を使用した治療の妊娠率について。
- 4) 精子の凍結保管期間と費用について。(料金一覧表参照)
- 5) 精子の凍結保管期間は延長できるが、当院の定める最長保管期間（概ね65歳）があること。
- 6) 凍結保管期間の延長の手続き方法について。
- 7) 保管期間内に、自らが、期間を延長するか終了するかを当院に連絡すること。
- 8) 住所や電話番号を変更する場合は、必ず当院に連絡すること。
- 9) 融解する場合の手続きについて。

＜注意事項＞

- ① この同意書の提出がない場合は、凍結保管することはできません。
- ② この同意書は今回の精子凍結用です。今回の治療後に、再び同じ治療を希望する場合、その都度、同意書の提出が必要です。
- ③ 離婚または事実婚を解消した場合・妻が死亡した場合・妻が行方不明になった場合は、精子の所有権は夫に帰属し、夫との意思確認によって、その後の精子の取扱を判断します。
- ④ 精子凍結の通常の作業中や、災害（天災、火災など）時に不可抗力によって生じ得る、精子の損傷・喪失に関して、当院は責任を負いません。
- ⑤ この同意書の提出後でも、凍結施行前であればいつでも自由に同意を取り消すことができます。
- ⑥ 今回ご説明した精子凍結保管法は、標準的な治療であり、実験的な新しい治療法や臨床治験ではありません。
- ⑦ 患者様の個人情報、個人情報保護法及び当院の規約で取扱います。治療経過に関する情報は、個人が特定されない形で解析したり、日本産科婦人科学会へ報告することがあります。

施設責任者 絹谷産婦人科 院長 絹谷 正之

説明日 _____年 _____月 _____日 説明者【 _____ 】

同意年月日: _____年 _____月 _____日

住所: _____

電話番号: _____

夫氏名（自署）: _____

妻氏名（自署）: _____

＜選択事項＞(必ずどちらかに○をしてください。②は該当の方のみ○をしてください。)

①精子保管期間の延長を希望しない場合、精子の保管終了する前に、精子を研究目的に使用することがあります。(人工授精・胚移植に使用することはありません。どちらを選択しても不利益が生じることはありません。)
研究目的の使用に、 _____ 同意します。 _____ 同意しません。

②精巣内精子採取術を受けられる方は精子が得られなかった場合でも、精巣組織の凍結保管を希望される場合は凍結することができます。(その場合精子凍結時と同じ料金がかかります。)
その場合でも精巣組織の凍結を、 _____ 希望します。 _____ 希望しません。

同意書控えお渡し者【 _____ / _____ 】

*** 提出していただいた後、患者様控えとしてコピーをお渡します。大切に保管してください。**

精子凍結保管についての当院の規定（夫婦用）

<凍結の開始>

- 精子の凍結保管期間は、凍結日から1年です。この間の保管費用は30,000円＋消費税です。
（例:2016年5月10日に凍結開始の場合、2017年5月9日までが保管期間です。
以降1年毎に30,000円＋消費税の凍結延長保管費用が必要です。）
- 精子の凍結保管費用は、凍結開始後2週間以内に支払していただきます。

<患者様から当院への連絡義務>

※当院から患者様に、凍結延長されるか終了されるかの連絡をする義務はありません。

- ①保管期間満了までに、凍結保管期間を延長するか終了するかを、必ず当院に連絡しなければなりません。
*万が一、保管期間内に連絡がなく、保管期間を過ぎて延長を終了する場合は、凍結保管延長料金が発生します。
- ②連絡先（住所や電話番号）を変更する場合は、変更後1か月以内に当院に連絡してください。
何の意思表示もなく連絡先が不明となり、連絡が取れない場合、保管精子の処分権を放棄したものとみなし精子は保管終了とします。
- ③夫が死亡した場合は、妻は1か月以内に当院に連絡し、当院所定の書類に署名し、当院に提出しなければなりません。この場合、または、当院が死亡の事実を確認した場合、当院は当該凍結精子は保管終了とします。

<延長>

- ①凍結の延長を希望する場合は、保管期間満了までに当院に連絡し、当院所定の書類に署名し当院へ提出し、当院の定める延長費用を支払わなければなりません。（1年毎に30,000円＋消費税）
- ②精子の凍結延長保管費用は、凍結延長開始日の1週間前までに、1年分を前払いしていただきます。
- ③精子の凍結期間中に、当院で定める延長費用や保管期間に改定があった場合は、保管期間の延長手続き時から、改定された最新の延長費用と保管期間が適用されます。

<終了>

- 保管終了を希望する場合は、当院所定の書類に署名し、当院に提出しなければなりません。

<凍結精子の融解を希望する場合>

- 凍結精子の融解を希望する場合は、当院所定の書類に署名し、当院に提出しなければなりません。